

保険ファンドに関するソ連学者たちの見解

印 南 博 吉

解 題

瀬戸先生は、学問上でも各種の点について卓抜な見解を打出されているが、保険学の分野におけるその一つの例は、先生が保険の本質を把握する上において、加入者の意思を問題として出発する伝統的な行き方を批判し、いわゆる「客観的方法」をとる必要を喝破されたことである。⁽¹⁾先生が初め海上保険を研究され、したがって法律論的方法によられた事実を思うならば、保険契約を対象とする法律学者たちの前記のような伝統的な方法を、経済学者たちも無意識にたどったものであるだけに、⁽²⁾先生の見解が破格であったことを認めうるであろう。私が「心理主義の欠陥」を指摘し、「客観的保険本質論」を樹立する必要を力説し、経済準備説を唱え出したのは、まさに先生と共通な考え方に基づくものであった。⁽³⁾したがって私が自説を公表してほどなく先生の見解に接したとき、非常に心強く感じ、勇気づけられたことは、もちろんである。

さて客観的方法をとって、保険の機能を把握する場合にも、これを保険事業の果たす機能として把握する行き方と、社会経済的見地からこれを把握する行き方との二種類がある。後者に属する学説は従来極めて稀であったが、ひとりマ

ルクスの学説は、この後者に属するものであるとともに、その把握のすぐれている点で最も異色がある。私は彼の保険学説を、「保険基金説」と名づけて、つとに紹介した。現在では「保険ファンド説」という訳語に改めたが、内容については変わらない。このように命名した理由は、マルクスが保険という現象をば、人類の社会的経済生活のあらゆる発展段階を通じて、再生産の確保のために必然的に設定しなければならぬ保険ファンド *Assekuranzfonds* ⁽⁴⁾ なるものが、資本主義社会のもとでとる特殊な形態にはかならない、と考えたことに基づく。

マルクスがこのような考えを初めて表明し、かつ社会主義諸国の保険学者がしばしば引用するのは、「ゴータ綱領批判」(一八七五年)の中にみられる次のような叙述である。すなわち、社会主義社会において、社会的総生産物が分配される前に、まず生産のための控除が行なわれなければならない。それは次の三種である。

第一、消費された生産手段を補充する填補部分

第二、生産拡張のために要する追加部分

第三、天変地異などによる不幸な場合や障害に備える予備ファンドまたは保険ファンド *Reserve-oder Assekuranzfonds*

これによって明らかなのは、社会主義ないし共産主義の社会においても、保険ファンドなるものの存在が必要である、とマルクスが考えていたことである。しかしながら、彼の叙述は右の簡条書だけに止まり、何らの説明も加えていない。これがために、予備ファンドおよび保険ファンドの内容、両者の異同、あるいは生命保険なども含まれるかどうか、その他について各種の疑問をひき起こすに至った。それはマルクスの理論を重要な出発点とする社会主義諸国の保険学者についてみられる現象だけでなく、マルクス主義的保険理論が精力的に探求されている、ほとんど唯一の資本主義国であるわが国にもみられる現象である。⁽⁵⁾

昨年に至って西ドイツのエーレンフリート・シュッチェ Ehrenfried Schütte による「ソ連の保険」が公にされた。同書は五百頁を越える大著である上、その本文に対しては多数の詳しい注が加えられている。その内容は単にソ連邦における普通保険の現状を紹介するだけでなく、その歴史および保険理論についても詳述している力作である。その第二章は、「ソ連邦保険の理論的基礎」と題し、一二の節から成っている。しかし「この点に関するカール・マルクスの叙述。社会主義社会にも予備ファンドおよび保険ファンドが存在する」と題する第一節は、既にわが国でも知られている叙述の紹介が大部分の紙面を占めているので、本稿では同節をばき、「引用文の理論的解明、予備形成の形態については結論が下されつゝなす」Theoretische Auslegung der Schriftquellen: die Form der Reserve-Bildung ist offen gelassen と題した第二節だけを訳出して、読者各位の参考に供したい。ついでながら、同書の翻訳権は無償で私に与えられた。著者のこの特別な好意に対して、ここに謝意を表明しておきたい。

(1) 瀬戸先生は、「明大商学部創立」五十周年記念論文集」に寄せられた「海上保険学界への復帰悲願」と題する論文の中で、次のように述べられた(四六一—四六二頁)。

「このような理由で、私どもはとりあえず保険一般の本質を把握せねばならないのであるが、独逸学説をあまねく涉獵検討して採択せられ、わが国の有名学説となった、たとえば入用充足説にせよ、経済生活確保説にせよ、そのいずれも適従するに値する学説とは思えない。私をしていわしむれば、この両説はその内容的批判を受ける前に、まずもってその方法論が決定的な批判を受けねばならぬ。すなわちこの両説は、最大多数の独逸学説とともに、保険加入者の意思を始発的基本的に問題とする。かかるいわば主観的方法において、保険一般の本質を把握できるであろうか。周知のごとく、一切の経済制度たとえば貨幣・金融・陸海運送・倉庫等々の諸制度にあつては、そのいずれも例外なく、そのおのおのの機能において、したがっていわば客観的方法において、その意義がとらえられている。ひとり保険制度についてだけ主観的方法によるべき理由があるのか。何人も説明していない。それは能わざるに基づくと思われる。」

同様な見解は、先生の「損害保険契約の学び方」四頁以下に示され、「保険の場合に限って、これを利用する者の主観目的のみかんがみ、その自主的な機能面が看過せられるのは、まことに不可解である」(六頁)と述べられている。

- (2) 「保険に関する学問的研究は、法律上の保険契約論に其の研究を始めたが故に、今日まで此の伝統的研究方法が、不知識の間に学者の頭脳を支配し来たり、保険学上の説明にも其の痕跡を認むることができる。」志田鉦太郎「保険学の研究方法に就て」、保険銀行時報、第一千二百五十四号。
- (3) 印南博吉「保険の本質」、三四三、四〇二頁。
- (4) これは超歴史的な、極めて広い内容を含む概念なのであって、これを保険会社が保有する資産 *Versicherungsfonds* と同一視することは明らかに誤りである。参照、印南博吉「バーター教授の保険本質論」、加藤由作博士還暦記念、保険学論集、二五七頁。
- (5) この間の事情を詳しく知るための文献としても、箸方幹逸「保険資本論争」評注、保険学雑誌第四三三号、昭和四十一年六月、および同「準備ファンドおよび保険ファンド」、東京経大会誌第五〇号、一九六六年七月を推したい。
- (6) Ehrenfried Schütte, *Das Versicherungswesen der Sowjet-Union*, 1966.

(訳 文)

予備ファンドの形成に関する諸見解

マルクスは、「保険ファンド」というものが、社会主義の下でも存在するとし、かつそれが剰余価値から生ずるには違いないとしても、資本主義の「宿罪」という汚名から解放した。

この保険ファンドに関する理論において、イデオロギー的にも理論的にも見解の相違が存在するため、實際上、次のような結果が生まれている。すなわち、予備ファンド *Reservefonds* を組織する任意の形態、もつとも極端な形態さえもが実施されており、それがマルクスの権威を楯にとつて防護されるという事実である。したがって、ソ連邦の保険の発展とその現状を理解するためには、イデオロギー上及び理論上見受けられるこのような相違を一瞥することが、どうしても必要である。

そして、この点の見解の相違および対立は、マルクスが保険ファンドの形態について説明を加えなかったことと関連している⁽¹⁾。

まずあらかじめ検討されるべき問題は次の点にある。すなわち、保険ファンドというものが、消却ファンド Amortisations-Fonds に属するものであるか、それともこれとは違った独自の種類のファンドであるか、ということである。みたところ支配的であり、かつライヘル⁽²⁾によってもっとも明確に主張された見解は、保険ファンドを消却とは根本的に違うファンドであると説明する。すなわち、保険ファンドが剰余価値から生まれるのに反して、消却は基本的な資本の一部として形成されるからである⁽³⁾。

しかしながらストルーミリン級のイデオロギイの権威者が、一九二〇年代にこれと反対の見解をとったことは注目値する。そしてライヘルは、「ストルーミリンはマルクス主義について非常に深い造詣がある」と述べながらも、自分の立場を放棄しようとはしなかったのである⁽⁴⁾。

したがって、ストルーミリンは、当然にまた、「消耗に対する保険」も可能であると考え、かつ恐らくは、それが望ましいと考えたようである。そしてこのような保険は、西ヨーロッパの保険理論においても討論されたにかかわらず、ストルーミリンはその後のこの問題について何も述べていないようである。

経済法及び経済行政の実際においては、今日までのところ、ストルーミリンの見解が貫かれているように見える。ラプテフは、国营工業における消却ファンド（それはわれわれが後で述べるように、保険による保護を少しも必要としないですむ）の形成と目的に関する論文で次のように述べている⁽⁵⁾。

「基本的財の消耗は、確定したノルマにしたがって企業が遂行するところの消却のための控除（減価）によって処理される。消却のためのこの控除は、集中的な資本投資の目的のために企業によって遂行される。しかしながら、消

却のための控除の一定部分は、企業管理者が資本の改良のために利用することができる。資本改良のためのこの消却控除は、その企業にとって、目的が限定されたファンドたるものであって、その資金はゴスバンク（国立銀行）の特別口座に払い込まれる。この資金は、資本の改善、その企業の諸施設の再建及び近代化のためにのみ使われ得る」。

ここに述べられた「再建」は、一ゴータ綱領批判の表現によれば「不幸な場合」の結果を除去するときだけに限られる。

マルクスが指摘したところの予備ファンドの形成に付いては、次に述べるような若干の組織的形態を選ぶことができる。⁽⁶⁾この場合、予備ファンドは、純然たる保険ファンドよりは、一層内容が広いものと看做される。

(a) 一方において、現物による又は物財によるファンド、他方において、貨幣によるファンド

現代の各国国民経済において、今なお、極めて様々な現物による予備ファンドが存在するけれども、ライヘル⁽⁷⁾のいう唯一の妥当な形態は、貨幣による予備の形成である。

(b) 貨幣予備の三つの形態

貨幣による予備ファンドには三つの種類が見受けられる。第一には、それぞれの経済単位における自家保険と呼ばれるものであるが、「非常に多くの場合、それは不経済⁽⁸⁾」であり、かつソ連では「原則として許されていない」⁽⁹⁾。

次に周知のように、国庫の資金から形成される集中的なファンド形態がある。この方法もまた、時代によってソ連邦国民経済の全体もしくはその一定の部分に対して適用されてきたものであり、今日でもなお暗黙のうちに、国民経済の決定的な部分、すなわち工業に対してあてはまる。⁽¹⁰⁾

最後に第三の形態は、狭い意味における保険の手段を通じてなされる貨幣的な予備形成である。いいかえれば、損害に対する支払のために、下から行なわれるところの、ファンドの分散的な形成——被保険者たちの保険料とあらゆる

る参加者たちによるそのファンドの集中的な利用とを通じて下から成される形成である。⁽¹¹⁾

保険の方法による予備形成のこの第三の形態を推挙する人たちは、とりわけ、ゴータ綱領批判のなかに、「不幸な場合、自然現象による障害等々に対する保険のため、予備ファンドまたは保険ファンド」Reserve- oder Assekuranz-Fonds zur Versicherung gegen Misfälle, Störungen durch Naturereignisse usw. とある言葉を引き合いにだしている。

しかしながら、ここに傍点をつけた言葉は、ライヘルがグラーベおよびルンツと同意見で確言しているように、ドイツ語の原文には存在していない。この「保険のための」という言葉は、保険ファンドの組織に関する議論についてある役割を演ずるものであり、かつ後ほどわかるように、論争についてある一派にとって有利になるのである。

貨幣ファンドの第三形態に関するこの描写は、欧米の保険制度にもあてはまる。⁽¹⁴⁾

「貨幣による国家的予備形成に対する各種形態の一つがソ連邦における国家保険の制度である」。⁽¹⁵⁾ ソ連邦の国家的保険独占体であるガストラーハ Gosstrach によって経営されているような意味での保険は、ソビエト大百科辞典⁽¹⁶⁾において、次のように定義されている。

「法人または自然人の財産が、自然災害または不幸な場合によって被る損害を填補したり、家族の扶養者の死亡等の場合に国民に物質的保障を与える様式の一つであって、(この目的のために)特別に形成された一つの保険ファンドによってまかなわれるものである」。⁽¹⁷⁾

現在行なわれているこの定義を、大百科辞典の初版に示された定義と比較することは、保険制度に関するソ連邦における理論の発展を理解する上において有益なことである。⁽¹⁸⁾ いわく、

「保険とは、相互主義に基づいて組織され、かつ偶然ではあるが統計的に把握しうる出来事の発生から生ずるとこ

ろの、損害及び欲望の充足のための平均として組織される一つの経済施設である。保険の基本的な原理は、個々の人たちの損害の結果を多数の人に割当てることによって、その損害を填補することである」と。

これが、一般に用いられているような定義、ことにマーネスの定義(訳者注)にならっていることは、容易に看取できる。さまざまな種類の予備ファンド——本来の意味での保険ファンドはそのうちの一つにすぎない——に関する教義は、この定義の中にはまだ現われていない。⁽¹⁹⁾

(訳者注) シュツテが別の個所で全文を示しているマーネスの定義は、保険辞典の第三版 *Versicherungsglossikon*, 3. Aufl. 1930, Spalte 290. に見られるものであって、次のように述べられている。「保険は同様に脅かされている多数経済体の、偶然ではあるが見積りうる貨幣入用の相互的充足である。」

イデオロギーのおよび理論的に正しく、同時にまた、もっともよく国民経済の計画化による各種欲望に適合するような、かつまた国庫および保険加入者の欲望に適合するような形態における予備ファンドの組織に関する議論は、しかしながら、一九一七年以後絶えたことがなく、現在も復活しているように見える。後に見るように、現状では、上述した各種の異なった見解が同時に現われており、さらに今後とも変化し続けることは疑を入れない。

(c) マルクス主義的な生産過程の体系の中に保険ファンドを組み入れること

この点に関する各種意見の相違

マルクスによるこの図式を説明して、コーニシンはソ連邦における保険ファンドを、社会主義的財産として表現している。⁽²⁰⁾ 彼はそれによって、保険ファンドを消費財のファンドと區別して、生産手段の部類に入れている。コーニシンは、したがって、保険の目的を次のように表示している。⁽²¹⁾

「(ソ連邦における)保険の基本的な任務は、自然界の出来事、または不幸な事故の結果として損害を蒙ったところの、

生産諸力の各種の要素を復旧することである」。

専門学校の公定教科書という権威を伴っている上に、ほかの論者たちも採用しているこの見解は、最近では、余りにも大まかに単純化し過ぎている、と批判されている。ミルネルは次の点を指摘している、すなわち「ゴータ綱領批判」から引用した上記の箇所は、「社会の総生産物」のうち、生産手段、およびその更新、拡張ならびに填補（保険ファンド）に属する部分だけについて述べているのである、と。この断定に基づいてミルネルは次のように論じた。

『すなわちコーニシンと公式の教義とだけが問題としてこの保険ファンドは、「決して社会主義社会のすべての財」を考えているものではない。そこには消費に当てられる財は含まれないのであるが、消費財も保険によって同様にカバーされることはいうまでもない。したがって、国营保険によって集積される充足財も、その一部分だけが、生産手段についての損害の填補を使命とする保険ファンドに所属することは明白である。

国营保険の資産の相当な部分が、やはり「社会的総生産物」のうち、消費に当てられる部分から得られる。「個人的保険加入者が彼の生命や私有財産に対する保険のために払込む保険料は、この部分に属する」。したがって保険ファンドというものは、社会的生産物のうち、生産手段と消費手段という、根本的に違う二つの部分から形成されるのである』と。

なおまたコーニシンは、国营保険の資産が蓄積部分に属する、という公の見解を代表しているが、これも右に述べたところからみて、誤っているといわねばならない。²²⁾

ミルネルによれば、右のような主張は、ガストラーハの有する資産の全体には妥当しない。保険ファンド自体が、生産手段の填補に当てられる筈である以上、マルクスの見解によれば、まさに社会の総生産物から控除されねばならないのであり、したがって蓄積の一部分ではありえない。このファンドが究極的に蓄積部分に組み入れられ得るかど

うかは、偶然によって定まる、換言すれば、その資材が損害の起こった場合に対して用いられるかどうか、ということに依存するのである。⁽²⁴⁾

この点からミルネルは次のように結論している。すなわちガストラーハの資産は、その源泉および使途の点で、国民経済の体制において、独特の地位と循環を示すものであり、コーニシンの教科書における考えが、これを生産手段の部分に「添加していること」は、十分に正しく分類したのではなく、誤っている、というのである。

また例えばガストラーハは、その収益を国庫に引き渡し、また損害予防のために（極めて巨額の）支出をすることにより、国民所得の再分配上未だ十分には評価されていない一つの役割をも演じている。生命保険における保険技術的な保険料積立金は、特殊な地位を占めている、といえよう。この積立金は事実上国民の提供した長期信用であり、したがって国民所得の再分配上、注目すべき要素である。そして保険をつけられた生命は「更新される」わけではないのだから、コーニシンの教科書に示されている見解は、生命保険には当てはまらない。

ミルネルが述べているこのような批判は、明らかに、社会的生産過程に対するマルクスの分析の基礎に基づいているように思われる。

われわれの知る限りでは、コーニシンは、これらの攻撃に対して未だ何も発言していない。シュルメニエフはその回答⁽²⁵⁾において、教科書にはたしかに「若干の不正確な点」と「若干の行き過ぎ」があったことを肯定し、かつガストラーハの資産が、消費ファンドからも形成されることを認めている。しかし彼は理論的問題を厳密に議論すること avoidance、かつミルネルはマルクスの図式をソ連の事情に対して、あまりにも型通りに当てはめている、という注目すべき非難を発している。これと関連して、彼はマルクスの考え方からは、たしかに容易には答え得ない、次のような問を、ミルネルに対して投げかけている。すなわち一人の国民が彼の労働収入から建てた私有の家屋は、ミルネル

の考えによっても礎に蓄積ファンドに属するわけであるが、この家に対してその所有者が支払う保険料は、実際に消費ファンドを源泉として出て来たものといえるだろうか、という問題である。

一九四七年に公にされたライヘルの主著が出てから静止状態に陥り、かつ全く形式的になってしまったところの、保険に関する理論的分析は、このような議論を契機として、再び進行し始めるものと推察してもよいだろう。

- (1) K.A. Grawe, L.A. Lunz, *Die Versicherung*, Moskau 1960, S. 13.
- (2) Raichers Werk, *Die geschichtshistorischen Typen der Versicherung*, Verlag der Akademie der Wissenschaften der UdSSR, Moskau 1947, S. 10ff.
- (3) ライヘルは「前掲書の十二頁において、明らかにワルトハイムの見解を斥けつつある (H. von Waldheim, *Z Vers Wiss* 1926, S. 233)」。ワルトハイムはこの論争にさうして「マルクスと反対の立場をとり、かつ経済学教科書 (Schroeder, *Die politische Ökonomie*, Leipzig 1897.) を根拠として、次のように述べている。すなわち、「保険ファンドは、「少なくともその大部分が」資本の再生産部分に算入されるべきである」と。いかえれば、「消却部分に属するところなのである」。
- (4) Strumilin, *Prozesse der Preisbildung in der UdSSR* (russisch), in: *Planowoje Chosjaistwo* (Die Planwirtschaft), 1928, Nr. 6, S. 49. ライヘルは前掲書十二頁以下を。
- (5) V.V. Lapteff, *Die rechtliche Lage der staatlichen Industrieunternehmen in der UdSSR*; Referat auf der Tagung der Gesellschaft für Rechtsvergleichung in Trier vom 26.-30. 7. 1961, hektografiertes Konferenzmanuskript, S. 13.
- (6) Korschin: *Die Staatliche Versicherung in der UdSSR*. 3. Aufl. S. 12ff.
- (7) なお、「スターリンがレーニン主義の諸問題の中で、「貨幣はわれわれの社会で長い期間存続する」と論じている部分を参照のこと。Russische Ausgabe, 11. Auflage, S. 462. ライヘルはこの部分を彼の立場を支持するものとして引用している。I.c., S. 26.
- (8) Grawe-Lunz, I.c., S. 6.
- (9) しかしながら「ライヘルは同書の注1において、原則上および制度上注目すべき一つの除外例について述べている。すなわちソフホーズは、自家保険の目的のために、その利益の一五%までを準備することが許され、更にソフホーズを管轄する

三つの省の一つにおける保険ファンドに一五%を納めなければならない。その保険ファンドは補助的なものとして使用できるだけであり、加うるに損害の場合に対する填補に対してばかりでなく、「保証されないところの(ソフホーズに与えられた)貸付に対する国立銀行の貸付」に対する要求への保証の目的にのみ使用することができる。

(VO SNK SSSR und ZK vom 17. 3. 1940, Abteilung III, § 8; Instruktion des NK Fin und NK Sowchos vom 27. 8. 1941.) の点で、国家による保険独占について見出し得ない例外が存在する。なお第八章を参照のこと。

- (10) Raicher, I.c., S. 18, 24. 同書によれば、一九三一年から一九三七年までは、一定の組織、すなわち実際上は中小工業、協同組合、地方的な文化事業体その他の所有する財産の物的損害に対する項目が、ソ連邦財政に含まれていた。その根拠は一九三一年二月三日付法令である。今日でも国有の社会主義的財産、すなわち工業が損害に遇った場合には、連邦または共和国の財産に含まれる「予備金」の項目に頼ることになっている。しかしこの予備金は多種多様な目的に使われ、かつその財政の運用は全く一般的なやり方で、行政当局が任意の必要に当て得ることになっている。「このような事態を正常であると称し得ないことは、全く明白である」(ライヘル、同書、二五頁)。

これと反対に最近コーニンシンは(前掲書、一二頁)「損害の除去を「統一的国民経済計画との関連において決定する」はうが一層实际的であり、損害除去のこのように合理的な形態は、社会主義的経済においてのみ可能であり、かつ「社会主義経済の主要な利益の一つ」である。社会主義的財産のその他の形態、すなわちホルホーズや協同組合の財産に対しては、このような損害規制は「もちろん(一)不可能であり」、それは「社会主義的財産を二つの形態に区分することと矛盾する」(一)。加うるに、前記のような損害除去のやり方は、「国民の私有財産に対しては許されない」ことだろう(前掲書、一三頁)」、というのがコーニンシンの考えである。彼の見解では、私有財産の形態が、保険ファンドを必要とするわけである。

- (11) Raicher, I.c., S. 17; Korschin, I.c., S. 12; Grawe-Lunz, I.c., S. 24.

この定義は「ライヘルによれば(同右、一七頁、注1)「社会保険にも当てはまる。しかし、社会保険と他の人保険との明確な区別については、資本主義国家でも適切な用語が見当たらない」。

同書 Manes, Versicherungs-Lexikon, 3. Aufl. 1930, „Versicherung“, Sp. 1731-38.

- (12) Raicher, I.c., S. 27.

- (13) Grawe-Lunz, I.c., S. 12.

- (14) スーテュコフは「この分類に依存して、予備ファンドの四つの形態を、「ソ同盟における財政と信用」という叢書の中で

はその団体が、任意にまたは法律的基础に基づいて、貨幣予備を団体的に形成する組織的形態であつて、いつも支配階級の手握られてその利益に奉仕するものである。保険は個々の社会構造において、現在支配的である生産關係を發展強化して確保する道具なのである。人間の擇取に立脚する社会構造にあつては、保険はまた被抑圧階級を強力に擇取する道具でもあり、反対に社会主義のもとでは、あらゆる人民の同志的な協働と相互救済の具体的表現である」(Bader, in: Deutsche Finanzwirtschaft, Heft 18, Berlin (Ost.) 1955, S. 786; nach Eschner, l.c. S. 12.) (訳者注。この定義については、次の文献を参照。印南博吉「インター教授の保険本質論」『加藤由作博士還暦記念、保険学論集』二四一頁。)

(20) Korsch, l.c., S. 14. 同様な見解をシホルニヒンも表明している。Schernjenjef, M.: Die landwirtschaftliche Versicherung in der UdSSR, Staatl. Verlag für Finanzliteratur, Moskau 1956, S. 21.

(21) Korsch, l.c., S. 16.

(22) A. Milner, Finansy SSSR 1958, Heft 2, S. 16-22.

(23) Vgl. Korsch, l.c., 2. Aufl. 1953, S. 18. (ミルネルはこの箇所を指している。シホルニヒンも)。Schernjenjef, l.c., S. 21. コーニシンの著書の第三版(一九五七年)には、もはや明確な断言はみられない。しかし間接的には上に示した引用文から同じ考えが推察されるし、また保険資金の源泉と、使途について、同書の旧版に示されていた見解、特に、保険が剰余価値に由来するという見解(これについて彼は詳述しておらず、またミルネルも論争していない)からも推察できる。マルクスの考えによれば、剰余価値は、物的資本と人間の労働の投下から生ずる剰余生産物から割かれるものであり、蓄積分、すなわち生産装置拡大のための資財から(それが十分大きいとき)割かれ得るものである。

(24) ミルネルは、ロシア版「資本論」第三巻、一九五三年、八六一頁に見られるマルクスの見解を支えとしている。それはライヘルおよびコーニシンが指摘している一九五五年ロシア版の同じく八六一頁にみられるところであり、本書で既にその引用文を示した。ただしミルネルは正当にも、引用部分の最初の文章をも示している。「この不変資本は、それを十分の一としような割合で減少させる偶然事や危険にさらされてくる。……したがって……」。

(25) Schernjenjef, Finansy SSSR 1959, Heft 6, S. 35-43.

あとがき

右に示した訳文を読む人は、シュETTEが保険に関するロシア人の文献によく通じていることを、容易に認めうるであらう。ことに彼が加えている多数の注は、彼が関係文献をよく集めるとともに、よく読みかつ理解していることを示してあまりある。ソ連邦の保険関係の文献を渉獵すること、ましてそれを手に入れることが容易でない今日、シュETTEの著書は、われわれに取っても貴重であるといえよう。

それらの文献のうち、彼がもっとも高く評価し、かつ頻繁に引用しているのは、ライヘル¹⁾の著書である。W.K. Raicher, *Obschtschestvenno-istoricheskije tipy strachowanija* (社会史上に現われたさまざまな保険の形態) Verlag der Akademie der Wissenschaften der UdSSR, 1947. シュETTEは、この本は保険に関する文献を、外国のものまで広く渉獵して書かれた基本的な著作 *grundliches Werk* であり、問題点や論争点を公然と論じている、と批評している。同書は今から二十年前に書かれたものであるが、基本的な考察の価値は、大して失われていないものと思われる。それにしても、これに匹敵する著書が、近年に至るまでソ連に現われていないことは残念であり、社会主義国の範囲では、東ドイツに期待しうるに止まるようである。

マルクス主義的な保険研究の基礎を成すところの保険ファンドの概念内容について、わが国におけると同様に、ソ連においても、論争がみられることは興味深い。問題点の掘り下げ方は、その深さにおいても、推理方法についても物足らぬものがある。しかしわが国においても未だ定説が樹立されていない現在、ソ連における各種の考え方、および論争は、色々な点で参考になるであらう。

最後にシュETTEの著書についてヒュルスヘルゲン Herbert Hülsbergen が西ドイツの「保険学雑誌」に寄せた書評

に触れておこう。⁽¹⁾ 彼もまたこの著書に比肩しうる著作が、従来西ドイツにおいても、ソ連邦自体においても存在しなかったことを指摘したのち、各章について所見を述べている。彼は、革命前の沿革について詳述されている第一章は、現状を理解する上において、特に有意義である、と評価する。それはノルマ保険その他革命前の形態や事情が、今日まで伝承されているからである。ただし本稿で紹介した第二章については、残念ながら次のように簡単に述べているに過ぎない。「第二章はソ連邦保険の理論的基礎を取り扱っている。著者はここでソ連邦における教義に見られる理論闘争の概観を試みている。このような理論闘争は同様な形で、ほかの社会主義諸国でもみられる所である。」

終りに右の書評の最後の部分を紹介しておこう。「以上を総括して断言できることは、この著書がソ連邦の保険について、はじめて包括的な概観を与えるものであり、ソ連邦の法律に親しんでいない読者たちに、新しい認識を可能ならしめるだけでなく、歴史的発展の展示と、幾多の事実の紹介を通じて、専門家に対して新しい刺激と見地を与え、実情についての一層深い理解を可能ならしめる。恐らくこれらの理由が、明治大学の教授を動かして、日本語訳の刊行を思い立たせたのであろう」。

(1) Besprechung von H. Hülsbergen, ZVersWiss 3/4 1966.